# 計画の体系

一人ひとりの人権を尊重するまちづくり～よく生き合おう～

## 基本的な視点

▶視点１

「生き合う力」を育もう

▶視点２

人権感覚を日常生活に根づかせよう

▶視点３

「差別を見て見ぬふりをしない土壌」を創り出そう

▶視点４

共生と協働の心の輪を広げよう

## 基　本　方　針

### 1　学校教育・幼児教育における人権教育の推進

① 幼稚園・保育所における人権教育の推進
② いじめや偏見・差別の解消をめざす取組の推進
③ 学校における人権教育の工夫と充実
④ 家庭・地域と連携した「学校人権教育」の推進
⑤ 学習資料（文章資料・視聴覚資料）の効果的活用

### 2　社会教育・青少年教育における人権教育の推進

① 地域住民主体の人権学習
② 「心のふれあいと人権尊重のつどい」の企画・実施
③ さまざまな人権問題における地域指導者の養成
④ 家庭における教育力を高めるための家庭教育学級の充実
⑤ 心の絆を深め合う家庭づくりの推進
⑥ 青少年団体指導者の学習活動の推進
⑦ 子どもの自立の支援
⑧ 関係機関相互の連携

### 3　企業における人権啓発の推進

① 企業の事業主や人権関係担当者の人権感覚の高揚
② 「えせ同和行為」防止のための啓発活動の推進

### 4　その他あらゆる場における人権啓発の推進

① 人権啓発事業の創意工夫
② 人権啓発に関する資料、ポスター、パンフレットの作成及び活用
③ 人権侵害等の発生の予防及び市民の人権に関する相談の受付
④ マスメディアや情報機器を活用した人権啓発活動
⑤ 人権擁護委員をはじめとする指導者との連携・協力による人権啓発活動の推進
⑥ 人権に関するNPO及びボランティア団体との連携・協力による人権啓発活動の推進

# 相　談　機　関　一　覧

〈人権相談〉

| | | |
|---|---|---|
| 岐阜地方法務局人権擁護課 | 岐阜市金竜町５丁目13番地<br>（岐阜合同庁舎） | 058-245-3181<br>0570-003-110 |
| 岐阜県環境生活部<br>人権施策推進課 | 岐阜市薮田南２丁目１番１号 | 058-272-1111<br>内線　2442 |
| 岐阜市市民協働推進部<br>人権啓発センター | 岐阜市神田町１丁目11番地 | 058-214-6119【直通】 |
| 岐阜市市民相談室 | 岐阜市今沢町18番地 | 058-214-6028【直通】 |
| 外国語人権相談ダイヤル | 法務省 | 0570-090-911 |

〈えせ同和行為相談〉

| | | |
|---|---|---|
| 岐阜地方法務局人権擁護課 | 岐阜市金竜町５丁目13番地<br>（岐阜合同庁舎） | 058-245-3181 |
| 岐阜県環境生活部<br>人権施策推進課 | 岐阜市薮田南２丁目１番１号 | 058-272-1111<br>内線　2442 |
| 岐阜県警察本部　暴力110番 | 岐阜市薮田南２丁目１番１号 | 058-274-7444 |
| （公財）岐阜県暴力追放<br>推進センター | 岐阜市薮田南５丁目14番地１号 | 058-277-1613<br>0800-200-8930 |
| 岐阜県弁護士会　民事介入<br>暴力被害者救済センター | 岐阜市端詰町22番地 | 058-265-0020 |
| 岐阜市市民協働推進部<br>人権啓発センター | 岐阜市神田町１丁目11番地 | 058-214-6119【直通】 |
| 岐阜県県民生活相談センター<br>（クーリングオフ等の相談） | 岐阜市薮田南５丁目14番地53号<br>（ふれあい福寿会館） | 058-277-1003 |
| 岐阜市消費生活センター<br>（クーリングオフ等の相談） | 岐阜県橋本町１丁目10番地23<br>（ハートフルスクエアーＧ） | 058-268-1616 |

〈いじめ等相談〉

| | | |
|---|---|---|
| 子どもホッとダイヤル | （岐阜市子ども･若者総合支援センター”エールぎふ“） | 0120-43-1474（いじめ相談） |
| いじめ相談24 | （岐阜県総合教育センター） | 0120-740-070 |
| 子どもの人権110番 | （岐阜地方法務局） | 0120-007-110 |
| 青少年ＳＯＳセンター | （岐阜県私学振興・青少年課） | 0120-247-505 |
| 子ども・家庭電話相談室 | （中央子ども相談センター） | 0120-76-1152<br>058-213-8080 |
| 教育相談ほほえみダイヤル | （岐阜教育事務局） | 0120-745-070 |
| チャイルドラインぎふ | （18歳までの子ども対象） | 0120-99-7777 |
| 女性の人権ホットライン | （岐阜地方法務局） | 0570-070-810 |
| ヤングテレホンコーナー | （岐阜県警察本部） | 0120-783-800 |
| 子どもの人権センター | （岐阜県弁護士会） | 058-265-2850 |

第３次岐阜市人権教育・啓発行動計画《概要版》

2020（令和２）年３月
発行◆◇岐阜市
編集○●岐阜市市民協働推進部人権啓発センター
〒500-8720　岐阜市神田町一丁目11番地
TEL 058-214-6119
FAX 058-265-1020
E-mail jinken@city.gifu.gifu.jp

《概要版》

# 第３次岐阜市人権教育・啓発行動計画

2020（令和２）年３月

岐　阜　市

## 人権教育・啓発行動計画とは・・・

本市では「人間を尊重する」と市民憲章に謳い「人権を尊重し、互いに支えあうあたたかい地域社会」の実現をめざした「生涯学習都市」を宣言しています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立・施行するのにあわせ、2000（平成12）年度に「岐阜市人権教育行動計画」を、2005（平成17）年３月に後期人権教育行動計画を策定しました。さらに、2010（平成22）年３月に、人権問題を取り巻く情勢の多様化・複雑化に対応するため「第２次岐阜市人権教育・啓発行動計画」を策定しました。2015（平成27）年３月に過去の実績や成果を踏まえ、第２次後期行動計画を策定し、これに基づき各種人権施策を推進してきました。

人権問題については、今なお多くの課題が残されています。インターネットを悪用した人権侵害、高齢化の進展に伴う人権問題等、さまざまな人権課題に対応するため、「障害者差別解消法」、「部落差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」などの法整備が進められてきました。

第２次後期行動計画の計画期間が終了する2020（令和２）年３月に、これまでの取組を引き継ぎながら、新たな課題の解決に向けた「第３次岐阜市人権教育・啓発行動計画」を策定しました。

**計画の期間**

**2020（令和2）年度～2029（令和11）年度**

## この計画のめざす姿（基本理念）は・・・

人権とは、人間が人間らしく幸せに生きていく権利であり、すべての人の人権を尊重することにより、平和で豊かな社会が実現されるものと考えられます。

さまざまな人権問題について学び、気づきを促すことにより人権意識を高め、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりをめざします。

**一人ひとりの人権を尊重するまちづくり**
**～よく生き合おう～**